

## 令和7年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会・議事録

日 時 令和7年8月29日（金）  
午後6時30分～7時30分  
場 所 石狩市役所5階 第1委員会室

### 会 議 次 第

1 開 会

2 諮 問

3 審 議

（1）石狩市国民健康保険税の改定について

4 報 告

（1）令和6年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

（2）令和6年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について

5 そ の 他

6 閉 会

### 出席者（8名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 会 長 | 築 田 敏 彦 | 副会長 | 西 本 真 典 |
| 委 員 | 堀 内 秀 和 | 委 員 | 中 野 宏 子 |
| 委 員 | 高 松 雄一郎 | 委 員 | 松 永 雅 和 |
| 委 員 | 木 村 晶 子 | 委 員 | 藤 井 裕 康 |

### 事務局（8名）

石狩市長 加 藤 龍 幸

健康推進部長 佐々木 宏 嘉

国民健康保険課長 中 野 映

健康推進課長 岩 本 瑞 恵

納税課長 渡 邊 史 章

国民健康保険課

賦課・資格担当主査 中 田 学

給付担当主査 中 川 陽 子

給付担当主事 阿 部 珠 奈

健康推進課

成人健康支援担当主査 堀 家 曜 子

傍聴者 0名

## 《令和7年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会》

開 会（18：30）

### ○事務局（中野課長）

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、これより「令和7年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

私、4月の人事異動により、国民健康保険課長を仰せつかりました、中野と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、町口委員におかれましては、所用により欠席されるとのご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

また、本日の会議でございますが、委員の過半数が出席されており、石狩市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定に基づき、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは開催にあたり、石狩市長加藤龍幸から一言ご挨拶を申し上げます。

### ○加藤石狩市長

皆さまおばんでございます。

本日は夕刻の遅い時間からの開催にも関わらず、ご出席いただきましたことを心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、我が国におきましては、国民皆保険制度のもと、全国民が医療保険に加入することによって、一定の負担割合で安心して医療を受けることが可能となっておりますが、世界に先駆けて超高齢社会に直面する中、国民の健康寿命の延伸を図るとともに社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、将来世代が安心して暮らしていけるよう、医療DXの取組を進めているところでございます。

その基盤となるのが、マイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認でありまして、先般、市の国保から7月31日有効期限であった被保険者証等につきましては、マイナンバーカードをお持ちでない方や保険証登録していない方には「資格確認書」を、マイナンバーカードをお持ちで保険証登録している方には「資格情報のお知らせ」をお送りさせていただいたところでございます。

このような過渡期の中におきまして、診療を受ける際に、被保険者の皆さまや医療関係者の皆さまにはご苦勞をおかけする場面もあるかとは思いますが、ご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

また、この医療保険の一つである国民健康保険におきましては、他の健康保険の資格を持たない方が、後期高齢者医療制度に移行するまでの間加入する、地方自治体が運営する公的医療保険でございますが、現在、国保の運営主体は都道府県に移されているところでございます。将来的には税率、さらには税額を含めた都道府県による完全な一元化に向け、段階的に進められているところでありますが、そのような中で、国では令和8年度から、新たに「子ども・子育て支援金」を医療保険に負担させることとするなど、国民健康保険事業を運営する市町村におきましては、適時適切な対応を講じる必要がある情勢となっております。

本日この後、諮問案件がございますが、委員の皆さま方におかれましては、様々な場面におきましてお力添えを賜りますことをお願い申し上げ、私の挨拶に代えさせていただきます。

どうか委員の皆さま方、よろしくお願いいたします。

### ○事務局（中野課長）

加藤市長ありがとうございました。

次に、築田会長から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

### ○築田会長

皆さんこんばんは。本日もよろしくお願いいたします。

本日は「石狩市国民健康保険税の改定について」の諮問をいただき、事務局から資料の説明を受けた後、審議を行いたいと思います。

また、令和6年度の決算見込みなどの報告事項も予定されておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長）

築田会長、ありがとうございました。

それでは、会議次第の2.諮問に移らせていただきます。加藤市長より「石狩市国民健康保険税の改定について」諮問させていただきます。

○加藤石狩市長

石狩市国民健康保険運営協議会会長 築田敏彦様「石狩市国民健康保険税の改定」について諮問です。

石狩市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

地方税法施行令および国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、石狩市国民健康保険税条例第2条第2項に規定する基礎課税額の限度額を「65万円」から「66万円」に、第2条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額の限度額を「24万円」から「26万円」に改める必要があるため諮問します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長）

加藤市長におかれましては、次の公務のため、ここで退席させていただくことをご了承いただきたいと存じます。

それでは、次第3の審議を始める前に、私も先ほど自己紹介させていただきましたが、本年4月の人事異動により事務局側に変更がありましたので、職員紹介と配布資料の確認をさせていただきたいと存じます。はじめに、健康推進部長の佐々木でございます。

○事務局（佐々木部長）

皆さまこんばんは。4月より健康推進部長として務めさせていただいております、佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長）

次に、健康推進課長の岩本でございます。

○事務局（岩本課長）

皆さまこんばんは。健康推進課長を仰せつかりました岩本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長）

次に、国民健康保険課主査の中川でございます。

○事務局（中川主査）

こんばんは。国民健康保険課の中川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長）

次に、健康推進課主査の堀家でございます。

○事務局（堀家主査）

皆さまこんばんは。健康推進課主査を仰せつかりました堀家と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長）

以上となります。

資料につきましてご確認させていただきたいのですが、先週委員の皆さまにお送りしているところで

ございますが、お手元にありますでしょうか。

資料は、会議次第の他、

資料1「石狩市国民健康保険税の課税限度額改定について」

資料2「令和6年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算の概要」

資料3「令和6年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について」が本日の資料となっております。

委員の皆さまの前に一枚資料を置いてありますけれども、お配りしました資料3の最初のページの数字について、赤字の部分に誤りがありましたので、訂正したものを配布させていただいております。大変申し訳ありませんけれども、そちらの方をお使いいただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

お手元がないようであれば、事務局までお申し出いただければ、何部か用意させていただいております。資料の方はよろしいでしょうか？

これより先の進行について、築田会長にお願いしたいと存じます。それでは、議事進行を築田会長、よろしくお願いいたします。

#### ○築田会長

それでは会議次第のとおりに進めていきたいと思いますが、先に会議録署名委員の指名をさせていただきたいと思います。中野委員と藤井委員のお2人にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは審議に入りたいと思います。

「石狩市国民健康保険税の改定について」を議題といたします。なお、議題は石狩市国民健康保険運営協議会規則第3条の協議事項、市長の諮問に応じて答申するもののうち、第2号国民健康保険税に関することとなります。

はじめに、事務局から提示されております資料についての説明をお願いいたします。

#### ○事務局（中田主査）

国民健康保険課賦課・資格担当主査の中田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、本日諮問させていただきました「国民健康保険税の改定」について、私からご説明いたします。

この度の改定内容は、国民健康保険税の課税限度額の改定となります。

まず、資料1の1国民健康保険税の課税限度額改定の経過の①の表、本市の課税限度額の推移の表をご覧くださいと思います。本市の課税限度額は①の表のとおり段階的に引き上げを行っていき、表の課税限度額の合計額で見ますと、令和4年度は99万円、令和5年度は102万円、令和6年度は104万円、令和7年度は106万円となっております。

また、地方税法に定められる「法定限度額」は②の表になります。限度額の合計額で見ますと、令和4年度は102万円、令和5年度は104万円、令和6年度は106万円、令和7年度は109万円となっております。これまで本市の課税限度額の改定につきましては、表の①と②の合計額を見比べていただきますと、法定限度額の改正された翌年度において、法定限度額に合わせた内容で改定しております。

次に、2の課税限度額改定の趣旨についてであります。市町村が行う国民健康保険の保険税の賦課額に関する基準などについて、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すため、地方税法施行令および国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布、令和7年4月1日に施行されております。この改正により、「基礎課税分」の法定限度額が65万円から66万円に、「後期高齢者支援金分」の法定限度額が24万円から26万円に引き上げられたところでございます。本市の課税限度額についても、国における改正の趣旨を踏まえるとともに、国民健康保険運営の健全化を維持することを目的に、これまでと同様に国の法

定限度額に合わせるため、①の表、課税限度額の改定案のとおり、令和8年度の課税分より、基礎課税分の限度額を1万円引き上げて、課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の限度額を2万円引き上げて、課税限度額を24万円から26万円に改定しようとするものであります。この改定によりまして、課税限度額の合計は現行の106万円から改定後は109万円になるものであります。

続いて、2ページをご覧ください。表の②について、石狩振興局管内の他市の改定状況となっております。管内の他市の状況を見ますと、国民健康保険の料金を「保険料」としている札幌市及び千歳市については、令和7年度から適用しており、本市と同様に「保険税」としている江別市、恵庭市、北広島市につきましては、令和8年度から改定する予定と聞いております。

次に、3の課税限度額改定による影響についてであります。令和7年8月12日時点での基礎データを使用して推計してみた場合、①の表にあるとおり、対象世帯6,363世帯のうち、116世帯に影響があるものと想定しております。

また、改定により見込まれる課税増加額については②の表のとおり、基礎課税分については約117万円、後期高齢者支援金分で約96万円の合計約213万円と想定しております。

こちらの資料には載せていないのですが、具体例として、給与収入や年金収入で約1,282万円を超える被保険者で、限度額が106万円に達していますが、今回の改定により、給与収入や年金収入で約1,375万円を超える被保険者について、今回の109万円を超える世帯として改定に影響が出ると想定しているところでございます。

最後に、資料の3ページをご覧ください。こちらは参考資料として、ただいま説明いたしました地方税法施行令および国有資産等所在市町村交付金施行令の一部を改正する政令の新旧対照条文を抜粋したものであります。

説明については以上となります。

#### ○築田会長

ただいま説明がありましたが、この件に関しまして事前に質疑の照会をしましたところ、特に質疑はございませんでしたが、先ほどの事務局の説明を受け何か質疑がございましたらお願いいたします。ありませんか？

#### ○全委員

(質疑の有無確認、質疑なし)

#### ○築田会長

では、ご質問がなければ課税限度額の是非について、審議をいたします。

課税限度額の改定は、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平性確保を目的としたものであり、その趣旨や本市国民健康保険の財政状況からみて妥当という判断を過去の協議会においてもしてきたところです。委員の方で、何かご意見がありましたら、お願いしたいと思います。ありませんか？

#### ○全委員

(意見なし)

#### ○築田会長

それでは意見がないということで妥当という結論でよろしいでしょうか。

#### ○全委員

(意見なく同意)

#### ○築田会長

それでは、課税限度額の改定については妥当という結論といたします。それでは「石狩市国民健康保険税の課税限度額の改定」の審議については、これで終了したいと思います。よろしいでしょうか。

#### ○全委員

(異議なし)

## ○築田会長

はい、ありがとうございます。

それでは諮問に基づき審議をいたしました「石狩市国民健康保険税の改定について」につきましては、本協議会として妥当と判断し、事務局案のとおりといたします。

答申書については、私に一任していただく形で市長へ提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

## ○全委員

(異議なし)

## ○築田会長

はい、ありがとうございます。

それでは、会議次第の4、報告に入らせていただきます。

報告は2つございますが、1番目の「令和6年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」と、2番目の「令和6年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について」は関連がありますので、一括して報告を受けることといたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

## ○事務局（中川主査）

国民健康保険課給付担当の中川と申します。

それでは私から、令和6年度国民健康保険事業特別会計決算についてご説明をいたします。「資料2 令和6年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算の概要」をご覧ください。

本日は事前に資料を配布しておりますことから、主な点についてのみご説明させていただきます。

それでは1ページをご覧ください。

令和6年度における収支の状況です。歳入合計額は59億7,495万6千円で、令和5年度と比較しますと2億726万円の減、比率にして3.4%の減となっております。

また、歳出合計額は59億2,111万7千円で、令和5年度と比較しますと、1億9,185万5千円の減となっております。令和7年7月末現在で、本市国民健康保険の被保険者数は9,699人となり、今年に入りまして1万人を割ることとなりました。国保の被保険者数はここ数年減少し続けておりまして、それにより入ってくる国民健康保険税や、かかる保険給付費も減少し、歳入歳出ともに減となり、結果的に会計規模が縮小されております。歳入合計から歳出合計を差し引いた収支5,383万9千円が剰余金となっております、令和7年度に繰り越しとなっております。

続いて、2ページをご覧ください。

歳入の状況についてです。国民健康保険税の収納率は堅調に推移しておりますが、収納額については、5,684万3千円の減となっております。

次に、3ページをご覧ください。

道支出金であります、決算見込み額は42億8,813万8千円で、前年度比1億3,173万1千円の減となっております。科目構成は、普通交付金と特別交付金の2つに分かれており、普通交付金は後ほど歳出の方で説明いたします保険給付費の全額が交付されるもので、ほぼこの給付費の減が決算見込み額の減となっております。

次に、繰入金については、6億9,643万5千円で4,144万7千円の減となっております。これについては、国民健康保険税の減もあり、保険税に関連する法定内繰入金も減となっていることや、令和4年度に赤字が解消されたため、法定外の繰入金がなくなっていることによる減、その歳入減に対して、国民健康保険事業の運営に必要となる費用について、国民健康保険事業運営基金を取崩し、基金繰入金を増とした結果、このような数字となっております。

下段の諸収入については、その年度年度の第三者行為、返納金は労働災害等の案件の大きさにより変動があり、前年度ほど大きな案件がなかったため減となっており、延滞金につきましては、納税を担当

している納税課の普段の収納の取り組みによりまして、増となっております。また、国庫支出金は資格確認書等の発行にかかるシステム改修費等により増となっております。

次に、歳出の状況についてです。4ページをご覧ください。

総務費についてですが、前年度と大きく乖離している事業費はありませんが、総務費の事務費の増や職員人件費の減、これは会計年度任用職員を含む給与改定にかかる増や、職員の人数の減が主な要因となっております。また、医療費適正化特別対策事業費につきましては、診療報酬明細書の内容点検を民間から国民健康保険団体連合会に委託したことから、減となっております。

次に5ページをご覧ください。

保健給付費の決算見込額は41億5,517万6千円で、前年度比1億2,551万9千円の減となったところです。各給付費により多少の増減はありますが、全体的には減少傾向にあり、社会保険の適用拡大や、石狩市の人口構造からみた後期高齢者医療制度への移行など、保険給付費の減少は続くものと分析しております。とはいえ、そのピークは過ぎ、減少幅についてはだんだんと少なくなるかと思いますが、今後の診療報酬改定など保険給付費については、今後も動向を注視する必要があると考えております。

なお、この保険給付費については、全額が普通交付金で収入されるため、会計の収支への直接的な影響はありません。

次に、国民健康保険事業費納付金は、令和5年度に激変緩和措置が終わり、令和6年度以降の納付金の額にどのような影響があるか危惧していたところでございますが、令和6年度、7年度につきましては、幸いなことに大きな影響がなく、金額的には同じくらいのベースで推移しております。

6ページから7ページにかけての保健事業費についてですが、事前配布した資料で一点訂正がございます。資料6ページの下段、特定保健指導実施率につきまして、一番右の列、「比較」の欄の数値に誤りがありました。まず、対象者数の比較「マイナス26人」となっておりますが、正しくは「マイナス4人」、同じく実施者数の「比較」が「マイナス67人」となっておりますが、正しくは「マイナス12人」、実施率の比較「マイナス26.7%」は正しくは「マイナス4.5%」です。申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

保健事業費につきましては、事業的に大きな変更点はございませんが、令和5年度に計上した第3期データヘルス計画策定に係る経費が減となっております。保健事業の内容につきましては、後ほどデータヘルス計画の実施状況のところでご説明いたします。

7ページ「脳ドック・人間ドック検査」についてですが、脳ドックは定員600人に対し申請者624人、抽選対象者606人全員に受診券が発行されております。人間ドックは定員300人に対し、申請者446人、抽選対象者420人のうち、脳ドック併願者を除いた332人全員に受診券を発行しております。以上が、令和6年度の決算についてです。

保険税や保健事業の統一化などの過渡期を迎えている中、国では子ども・子育て支援金を、国民健康保険を含む各保険者に負担させるなど、今後の国民健康保険事業特別会計の運営については、その時々による対応が迫られる大変厳しいものとなっておりますが、国や都道府県の動向を注視しながら、被保険者の皆さまが安心して診療を受けることができますよう運営を行ってまいりたいと存じます。

私からは以上です。

#### ○事務局（堀家主査）

健康推進課成人健康支援担当主査の堀家と申します。

私からは、令和6年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況についてご説明いたします。

今回、資料の差し替えとなり、大変申し訳ございませんでした。

訂正させていただいた資料3をご覧ください。資料では、左端の大項目（1）生活習慣病の重症化予防、（2）生活習慣病の発症予防・保健指導、（3）生活習慣病の早期発見、（4）医療費適正化及びこころの健康づくりとなっており、それぞれに保健事業を実施したものです。それでは、表の右端の評価指

標を中心に説明させていただきます。

はじめに、(1) 生活習慣病の重症化予防における①高血圧症重症化予防事業であります。実施状況は記載のとおりとなっております。資料の右端、評価指標の欄をご覧ください。

アウトプット指標は「未治療者の医療機関受診率 毎年度 70%以上」「治療中断者の治療復帰率 毎年度 30%以上」「ハイリスク者への指導実施率 毎年度 80%以上」と掲げ、実績として抽出した対象者全員に受診勧奨通知を行い、訪問などによる保健指導を実施しました。令和7年7月末時点の結果では、脳梗塞や心筋梗塞の治療中断者に対し、治療再開を促す「治療中断者の治療復帰率」で目標を達成したものの「未治療者の医療機関受診率」及び「ハイリスク者への指導実施率」は目標を達成できておりません。指導対象者には、家庭血圧は安定しているものの、健診などの場面で血圧が高くなる白衣高血圧の方がおられることから、受診や治療の必要性だけでなく、生活習慣の改善に向けた保健指導の強化を図って参ります。

アウトカム指標は「特定健診受診者のうちⅢ度高血圧以上の者の割合 毎年度 1.1%未満」としており、目標を達成しております。現在支援中の対象者もおりますことから、引き続き支援を実施して参りたいと考えております。

次に、糖尿病性腎症重症化予防事業です。実施状況は記載のとおりとなっております。

アウトプット指標は「未治療者の医療機関 受診率 100%」、「治療中断者の治療復帰率 毎年度 30%以上」、「プログラム参加者の生活習慣改善率 毎年度 70%以上」「プログラム終了後のフォローアップ支援の新規参加者数 毎年度 2人以上」と掲げ、こちらも訪問等による保健指導を実施しました。「未治療者の医療機関受診率」では目標を達成していないものの、「治療中断者の治療復帰率」「プログラム参加者の生活習慣改善率」「プログラム終了後のフォローアップ支援の新規参加者数」では目標を達成しております。

アウトカム指標は「特定健診受診者のうちHbA1c 8.0%以上の者の割合 毎年度 1.0%未満」と掲げていますが、目標に達していない状況となっております。未治療者のうち受診行動がつながりにくいのは働き盛りの40代、50代であります。一方で重症化予防の効果は40代、50代の方が高く、このような中年期世代に向けた受診勧奨や保健指導の強化を図り、市民全体の1次予防に注力して参ります。

また、令和6年度の重症化予防プログラムへの参加者は4名となっており、生活習慣については、全員に改善が見られ、目標を達成しております。修了者4名のうち2名がプログラム終了後のフォローアップ支援を希望され、令和7年度に支援を行う予定です。糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導については、委託により実施しておりますが、市の保健師が、委託事業者の保健師と密に連携を図りながら、数値改善に向けた指導を実施していく必要があると認識しております。

次に(2) 生活習慣病の発症予防・保健指導①特定保健指導事業であります。実施状況は記載のとおりとなっております。

アウトプット指標は「特定保健指導実施率 毎年度 50%以上」と掲げ、アウトカム指標は「特定保健指導後の生活習慣改善率 毎年度 20%以上」「メタボ該当者割合 毎年度 22%未満」「メタボ予備軍該当者割合 毎年度 12%未満」としております。

「メタボ予備軍該当者割合」では目標を達成しているものの、「特定保健指導実施率」「特定保健指導後の生活改善率」「メタボ該当者割合」では、目標を達成しておりません。

特定保健指導実施率では、60代を除いて、40代、50代、そして70代の保健指導率は上がっております。また、75歳以上の後期高齢者医療制度へ移行された方には、特定保健指導ではなく、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施の事業において、介護予防を視野に入れた健康相談などの取組みを強化しております。

生活習慣改善率は、体重を2kg以上減少させることとなっており、12.0%となっておりますが、1kg以上体重を減らした者を含めると23%となります。高齢期の急激な体重減少にはリスクがあることから、

年代により身体機能が異なることを考慮した上で、年齢に応じた生活習慣の改善を図って参ります。

次に②早期受診促進事業であります。実施状況は記載のとおりとなっております。アウトプット指標は「受診勧奨判定値該当者の健診後3か月以内の医療機関受診率 毎年度 90%以上」、アウトカム指標は「受診勧奨判定値該当者全体の医療機関受診率 毎年度 92%以上」と掲げており、いずれも達成できませんでした。現在も支援中であることから、受診勧奨通知資材の改善や保健指導内容の改善を図ります。

次に、(3)生活習慣病の早期発見①特定健康診査受診勧奨事業であります。実施状況は記載のとおりとなっております。

アウトプット指標は、「30歳～39歳までの被保険者の39健診の通知率 毎年度 100%」、「健診対象者のうち検査情報を提供する者の割合 対前年度 0.3ポイント向上」と掲げ、アウトカム指標は「特定健康診査受診率 対前年度 0.7ポイント向上」としております。「検査情報を提供する者の割合」では令和5年度が1.6%であり前年度と同様でありました。受診率では、令和5年度 26.9%であり、マイナス0.2ポイントとなりました。過去の受診状況などから勧奨効果の高い対象を抽出し、対象に合わせた資材を使用することや受診勧奨通知と同時に電話による勧奨を行っていましたが、令和7年度は電話勧奨の回数を増やすことで、さらに効果的な勧奨を行って参ります。

次に(4)医療費適正化及びこころの健康づくり①受診行動適正化指導事業であります。実施状況は記載のとおりとなっております。アウトプット指標は「対象者への指導実施率 毎年度 80%以上」と掲げ、アウトカム指標は「重複受診・頻回受診・重複服薬の指導対象者の改善率 毎年度 80%以上」「多剤服薬の指導対象者の改善率 毎年度 60%以上」としております。指導実施率及び指導対象者の改善率は目標の達成ができなかったものの、多剤服薬指導対象者の改善率は、目標を達成しました。レセプト分析により抽出された対象者には、リハビリやがん治療などの多くの通院を必要とするものも多く、対象者の事情を確認しながら、保健指導を行っております。多剤服薬対策では、医療機関や薬局、薬剤師のご協力が大きく、引き続き連携協力を図って参ります。

次に、②こころの健康づくりに関する知識の普及啓発事業です。実施状況は記載のとおりです。

アウトプット指標は「リーフレットなどの周知物の送付回数 年1回以上」とし、石狩市国民健康保険被保険者全世帯に年1回の送付を行いました。必要な方に広く情報を届けるため、二次元コードから厚生労働省などの相談窓口のページにリンクできるようにしており、悩みを抱える人がそれぞれの悩みに対応した相談機関に早い段階で繋がるよう、普及に努めて参ります。

最後に③ジェネリック医薬品普及促進事業であります。実施状況は記載のとおりです。アウトプット指標は「差額通知書の送付回数 年2回以上」、アウトカム指標は「ジェネリック医薬品普及率 毎年度 85%以上」と掲げています。送付回数、普及率ともに目標を達成しております。これまで行ってきた周知や差額通知の発送、医療機関や薬局、薬剤師さんのご協力がこの結果に繋がったものと考え、これらを継続することで、普及率のさらなる維持向上を図って参ります。

私からは以上でございます。事業の実施やその評価につきまして、委員の皆さまからのご意見をお聞かせいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## ○築田会長

はい。ただいま2点の説明がありました。これより質疑に入りたいと思います。事前に質問・意見についての照会をしましたところ、令和6年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について、高松委員からご質問をいただいております。高松委員からご発言をいただき、事務局からの回答をいただきたいと思いますので、高松委員よろしくお願いいたします。

## ○高松委員

1枚目の(1)の①②重症化予防事業につきまして、治療中断者対策において訪問等による保健指導を行っているとのことですが、具体的な内容やどのような取り組みを行ったのかをお聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（堀家主査）

はい。健康推進課成人健康支援担当主査堀家です。お答えさせていただきます。①高血圧症重症化予防事業②糖尿病性腎症重症化予防事業ともに11月および12月に受診勧奨の通知を行い、4か月後の令和7年3月および4月の時点で受診を確認できない方に対し、今年の5月以降に訪問による保健指導を行っています。保健指導の具体的な内容は、医療機関への受診を促すだけではなく、その方の生活習慣を聞き取りながら食生活や運動習慣などの改善に向けた保健指導も同時に行っております。5月以降の保健指導後に受診となったかどうかは、8月末時点でのレセプトを確認する予定です。私からは以上です。

○築田会長

高松委員、今の説明でよろしいですか。

○高松委員

もう一点、お聞きしたいのですが、同じところでアウトプット指標のうち、高血圧症と糖尿病性腎症の未治療者の医療機関受診率が70%以上と100%以上で差があるのですが、こちらに関しては、先ほどご説明のあった白衣高血圧を考慮し、高血圧症の方は70%以上に設定されているということなのか、そのあたりもお聞きしたかったです。

○事務局（堀家主査）

お答えさせていただきます。高松委員がおっしゃるとおり、特に糖尿病性腎症のほうが、より重症化を予防しなければならないということと、白衣高血圧で治療が必ずしも必要ではないと判断される方も高血圧症の方には多いということで、糖尿病性腎症重症化予防の方では100%を目指しているもので、高血圧症に関しては70%以上を指標とさせていただきます。以上です。

○築田会長

今の回答でよろしいですか。

○高松委員

はい、ありがとうございます。

○築田会長

資料だけ見てもなかなかわかりづらいところもあり、実際に説明を聞いたら疑問がでできたという方もいらっしゃると思います。他に質問のある方がいましたら大変申し訳ありませんが、発言する前にマイクを自分の方に寄せていただいて、お話をいただきたいと思います。質問のある方、いらっしゃいませんか？

○藤井委員

では、ひとつだけよろしいでしょうか。

○築田会長

はい。藤井委員お願いします。

○藤井委員

市長から資格確認書を発行されたという話をお聞きしましたが、石狩市の資格確認書の様式について、サイズですとか、有効期限を何年に設定されたのか、その2点教えていただけますでしょうか。

○事務局（中田主査）

はい。賦課・資格担当の中田です。質問に答えさせていただきます。石狩市で発行している資格確認書は、今、正式なサイズはわからないのですが、今まで同様のカード型のサイズで発行させていただいております。有効期限については1年間とさせていただいているので、毎年更新されます。現在発行している資格確認書の有効期限については、来年、令和8年7月31日までの有効期限として発行させていただいております。質問に対しては以上となります。

○築田会長

ただいまの回答でよろしいですか。

○藤井委員

ありがとうございました。毎年はコストが大変そうだなと思います。

○築田会長

他にいらっしゃいませんか。

○堀内委員

よろしいでしょうか。

○築田会長

はい。堀内委員。

○堀内委員

決算の概要で令和5年度の剰余金は6,924万4千円とありますが、これは石狩市の国保事業が黒字ということですか？

○事務局（中野課長）

1年間という形になると、最終的に全体としては黒字になります。単年度収支は、繰越金の額が減れば、マイナスという形ですが、前年度から繰り越されたお金も国保に使うお金なので、それを含めれば、黒字で運営できているということになります。

○堀内委員

黒字だった、ということでもいいんですね？

○事務局（中野課長）

令和5年度から令和6年度は繰越金が減ってるので、単年度収支はマイナスです。資料の繰越金のところを見ていただければと思うのですが、資料2の1ページ目の前年度決算剰余金で令和5年度は4,469万9千円です。

○堀内委員

これは令和4年度の剰余金で、令和5年度に繰り越されているのでは？

○事務局（中野課長）

そうですね。令和4年度から令和5年度ですね。令和5年度から令和6年度では6,924万4千円繰り越されています。

○堀内委員

ということはつまり、石狩市の国保はある程度健全ということですね？

○事務局（中野課長）

はい。健全な運営ができているということです。

○堀内委員

もう一つお聞きしたいのですが、今国民健康保険から後期高齢者に移行していますよね。今最大だと思うのですが。今年ぐらいがピークでもうだいたい終わると思うんですけど、これは石狩市にとって良いことだったんですか。団塊の世代が後期高齢者医療制度に行ったことにより黒字になっている感じがしています。

○事務局（中野課長）

給付費は、被保険者が減少していることによって下がってはいるものの、先ほどもお話ししましたとおり、かかった給付費は普通交付金で全額歳入に入ってきますが、国民健康保険事業費納付金という制度がありまして、そちらがいくらになるかによって、保険税が足りているかどうかという形になっていくので、石狩市の給付費はもちろんですが、北海道全体としての給付費が納付金の金額に大きく影響してきます。北海道全体でも、高齢化率は高く75歳以上になっていく人も多いので、納付金の金額自体は今の段階では全体的に上がらず下がらず同じぐらいというような形になっていますが、石狩市だけの保険

給付費を見れば良いというわけではないところが、難しいところではあります。

○築田会長

今の回答でよろしいですか？

○築田会長

他にございませんか？ それでは無いようですので「令和6年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」と「令和6年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況」についての説明と質疑を終わりたいと思います。 よろしいですか？

○全委員

(異議なし)

○築田会長

以上で、本日の議事はすべて終了しましたが、その他事務局から何かございますか？

○事務局(中野課長)

次回の運営協議会の開催でございますけれども、先ほど市長の挨拶にもありましたとおり、令和8年度から毎年度、医療保険者に「子ども・子育て支援金」を負担させるということとされており、保険税の改定が必要と考えていますことから、具体、詳細な通知等ありましたら、それに従い試算等を行いまして、お諮りしたいと考えております。

加えて、12月中旬に北海道より仮係数にて示される次年度の国民健康保険事業費納付金と、それに伴い本市にて必要な国保税額を算定し、次年度の税率改正の可否を判断することとなっております。税率改正審議を今年度の運営協議会にてお諮りするかについては、現時点では未定となっておりますことをご了承願います。

開催に際しましては、委員の皆さまにご案内をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○築田会長

ただいま事務局から説明がありました。確認したい事項がありましたら、お願いいたします。 ありませんか？

○全委員

(確認事項なし)

○築田会長

それではこれにて令和7年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。皆さま大変お疲れ様でした。

閉 会 ( 1 9 : 3 0 )

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年10月2日

会 長 築 田 敏 彦 ⑩

署名委員 中 野 宏 子 ⑩

署名委員 藤 井 裕 康 ⑩